

# 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の公布について

## 1 制定の経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）及び介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）の施行に伴う介護保険法の改正を受け、これまで厚生労働省令等で定められていた「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」について、県条例及び規則を制定した。

## 2 対象事業所

名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く愛知県内に存在する介護保険指定事業所。（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市に存在する介護保険指定事業所については、それぞれの市が定める条例の対象事業所となります。）

## 3 主な制定内容

### (1) 非常災害対策（条例第 4 条関係、訪問系サービスを除く）

- ア 非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備すること。
- イ 非常災害に備えるため、アの計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行うこと。
- ウ 非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、介護保険施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めること。

### (2) 記録の整備（条例第 5 条及び規則関係、全サービス）

- ア 指定居宅サービス等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存すること。
- イ 指定居宅サービス等に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から 5 年間保存すること。

### (3) 指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）の居室の定員（条例第 14 条関係）

1人とすること。ただし、地域の実情等を勘案して知事が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができること。

(4) その他の基準（条例第6条、第9条、第16条、第22条、第25条、第28条及び第34条関係）

(1)～(3)に定めるものを除くほか、省令に定めるとおりとする。

(5) 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの申請者の要件（条例第10条及び第29条関係）

指定居宅サービス事業者等の指定を受けることができる者は、原則として法人とすること。

(6) 指定介護老人福祉施設の入所定員（条例第17条関係）

指定介護老人福祉施設の指定を受けることができる施設は、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームとすること。

#### 4 趣旨及び内容の詳細

(1) 条例第4条（非常災害対策）については、東海、東南海等の大規模な地震に備え、日ごろから関係機関等と連携協力を図り、体制整備に努めることを趣旨とするものである。

(2) 条例第5条及び規則（記録の整備）については、処遇の記録等の保存年限を延長することにより、処遇計画の見直し等に過去の記録を活用し、利用者の処遇の向上を図ること等を趣旨とするものである。また、費用の請求及び受領に係る記録を5年間保存することにより、報酬請求の適正化を図ることを趣旨とするものである。

なお、当該条例施行日前に完結した記録については、従来どおり。（附則2）

(3) 条例第14条（居室の定員）については、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）の居室定員は原則として1人とするが、地域の実情等を勘案して知事が必要と認める場合は2人以上4人以下とすることができることを定めたものである。なお、「地域の実情等を勘案して知事が必要と認める場合」とは、次のとおりとする。

##### ア 新築・増築の場合

夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合の2人部屋。

##### イ 改築の場合

(ア) 夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合の2人部屋。

(イ) 入居者の意向や費用負担の状況等を踏まえ、市町村等から居室定員を2人以上4人以下とする必要性について意見がある場合であって、入居者のプライバシーの確保に配慮されている場合。

なお、当該条例施行の際現に指定を受けている介護老人福祉施設（当該条例施行後に増築され、又は改築された部分を除く）等については、従来どおり。（附則3～5）

- (4) 4 (1) ~ (3) に定めるものを除くほか、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）」、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）」、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号）」及び「健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 45 号）」に定めるとおりとする。
- (5) 条例第 10 条及び第 29 条（申請者の要件）については、従うべき基準であるため省令に従い、法人であることとするものである。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、法人であることを要しない。
- (6) 条例第 17 条（指定介護老人福祉施設の入所定員）については、旧介護保険法第 86 条第 1 項同様、指定介護老人福祉施設の指定を受けることができる施設は、入所定員が 30 人以上の特別養護老人ホームとするものである。